

# 石川県公報

平成27年7月1日(水曜日)

号 外

(第55号)

## 目 次

条 例		
○石川県税条例等の一部を改正する条例 (税 務 課)	1	○中心市街地における県税の課税の特例に関する条例を 廃止する条例 ( 同 ) 11
○半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に 関する条例等の一部を改正する条例 ( 同 )	9	

## 条 例

石川県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月一日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十二号

#### 石川県税条例等の一部を改正する条例

(石川県税条例の一部改正)

第一条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

第五十四条の十二第一項中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の下に「があるときは、その者」を加える。

第五十八条第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハの表中「百分の一・六」を「百分の〇・九」に、「百分の二・三」を「百分の一・四」に、「百分の三・一」を「百分の一・九」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハ中「百分の三・一」を「百分の一・九」に改める。

第六十三条の二中「第七十二条の二第九項第一号」を「第七十二条の二第十項第一号」に改める。

第六十六条中「第七十二条の二第七項から第九項まで」を「第七十二条の二第八項から第十項まで」に改める。

第六十七条の二第二項中「行つた」の下に「課税資産の譲渡等（「を」、「譲渡等」の下に「のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）」を加え、「同法第九条第一項本文」を「消費税法第九条第一項本文」に改め、「規定する課税貨物」の下に「（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。）」を加え、「同項第二号」を「消費税法第二条第一項第二号」に改める。

附則第九条の二第二項及び第九条の二の二第二項中「第三十七条の十四の三第二項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改める。

附則第十一条の二から第十一条の五までを削る。

附則第十六条から第十八条までを次のように改める。

#### （狩猟税の課税免除）

第十六条 知事は、県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、第百九十条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2 知事は、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときは、第百九十条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

#### （狩猟税の税率の特例）

第十七条 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録

であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第九十条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

- 2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）の従事者（鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいう。）として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

## 第十八条 削除

（石川県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 石川県税条例の一部を改正する条例（平成二十五年石川県条例第十号）の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第一条中石川県税条例第六十七条の二第二項の改正規定（譲渡割に関する部分に限る。）及び附則第六項の規定 平成二十七年十月一日
  - 二 第一条中石川県税条例第四十条第二項及び第五十四条の十二第二項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十八年一月一日
  - 三 第一条中石川県税条例第五十八条の改正規定及び同条例附則第十一条の二から第十一条の五

までを削る改正規定並びに附則第五項及び第七項から第十九項までの規定 平成二十八年四月一日

四 第一条中石川県税条例附則第九条の二第二項及び第九条の二の二第二項の改正規定並びに附則第四項の規定 平成二十九年一月一日

(県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の石川県税条例(以下「新条例」という。)第四十条第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第五十四条の十二第一項の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

4 新条例附則第九条の二第二項及び第九条の二の二第二項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

5 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の石川県税条例(以下「二十八年新条例」という。)第五十八条の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

6 新条例第六十七条の二第一項の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後に事業者(個人事業者(事業を行う個人をいう。)及び法人をいう。以下この項において同じ。)が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和六十二年法律第百八号)第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号。以下「所得税法等改正法」という。)第四条の規定による改正後の消費税法(以下この項において「新消費税法」という。)第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。)以外のものをいう。)及び特定課税仕入れ(新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。)に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。)に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

7 別段の定めがあるものを除き、平成二十八年四月一日前に課した、又は課すべきであった附則第一項第三号に掲げる規定による改正前の石川県税条例(以下「二十八年旧条例」という。)附則第十一条の五に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下「紙巻たばこ三級品」という。)に係る県

たばこ税については、なお従前の例による。

- 8 次の各号に掲げる期間内に、二十八年新条例第八十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税の税率は、二十八年新条例第八十四条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
  - 一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百八十一円
  - 二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき五百五十一円
  - 三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百五十六円
- 9 平成二十八年四月一日前に二十八年旧条例第八十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等(二十八年旧条例第八十五条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(二十八年新条例第八十一条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。
- 10 前項に規定する者は、当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所又は当該紙巻たばこ三級品を直接管理する小売販売業者の営業所ごとに、規則で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書を平成二十八年五月二日までに、知事に提出しなければならない。
  - 一 所持する紙巻たばこ三級品の本数及び当該紙巻たばこ三級品の本数のうち県たばこ税の課税標準となるもの本数
  - 二 前号の課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
  - 三 その他参考となるべき事項
- 11 前項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 12 附則第九項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、二十八年新条例の規定中県たばこ税に関する部分(二十八年新条例第八十三条から第八十五条まで、第八十六条の二、第八十六条の五及び第八十六条の六の規定を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる二十八年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十六条の三第一項	前条第一項から第三項までの規定によつて申告書	石川県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年石川県条例第三十二号。以下こ
------------	------------------------	--

		の条において「平成二十七年改正条例」という。) 附則第十項の規定によつて申告書
	前条第一項から第三項までの規定によつて申告納付する	平成二十七年改正条例附則第十項及び第十一項の規定によつて申告納付する
第八十六条の第三二項	前条第一項から第三項まで	平成二十七年改正条例附則第十項

13 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、附則第九項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、二十八年新条例第八十六条の五の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が二十八年新条例第八十六条の二各項の規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年総務省令第三十八号)附則第五条第四項に規定するところにより、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

14 平成二十九年四月一日前に二十八年新条例第八十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等(二十八年新条例第八十五条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下同じ。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

15 附則第十項から第十三項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十項	前項	附則第十四項
	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月二日
附則第十一項	平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日
附則第十二項の表	附則第九項	附則第十四項

以外の部分	同項から前項まで	同項並びに附則第十項及び前項
附則第十二項の表	附則第十項	附則第十五項において準用する附則第十項
附則第十三項	附則第九項	附則第十四項

16 平成三十年四月一日前に二十八年新条例第八十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき百五円とする。

17 附則第十項から第十三項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十項	前項	附則第十六項
	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
附則第十一項	平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日
附則第十二項の表 以外の部分	附則第九項 同項から前項まで	附則第十六項 同項並びに附則第十項及び前項
附則第十二項の表	附則第十項	附則第十七項において準用する附則第十項
附則第十三項	附則第九項	附則第十六項

18 平成三十一年四月一日前に二十八年新条例第八十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき二百四円とする。

19 附則第十項から第十三項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十項	前項	附則第十八項
	平成二十八年五月二日	平成三十一年四月三十日
附則第十一項	平成二十八年九月三十日	平成三十一年九月三十日
附則第十二項の表 以外の部分	附則第九項	附則第十八項
	同項から前項まで	同項並びに附則第十項及び前項
附則第十二項の表	附則第十項	附則第十九項において準用する附則第十項
附則第十三項	附則第九項	附則第十八項

(狩猟税に関する経過措置)

- 20 新条例附則第十六条第一項の規定は、平成二十七年四月一日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。
- 21 新条例附則第十六条第二項の規定は、平成二十七年五月二十九日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- 22 新条例附則第十七条の規定は、平成二十七年四月一日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- 23 平成二十七年四月一日から同年五月二十八日までにおける新条例附則第十六条第一項及び第十七条の規定の適用については、新条例附則第十六条第一項中「次項に」とあるのは「次条に」と、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護法」と、新条例附則第十七条第一項中「鳥獣保護管理法第五十六条」とあるのは「鳥獣保護法第五十六条」と、「鳥獣保護管理法第九条第一項」とあるのは「鳥獣保護法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「鳥獣保護管理法第二条第九項」とあるのは「鳥獣保護法第二条第五項」と、同条第二項中「鳥獣保護管理法第九条第八項」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項」と、「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く」とあるのは「（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう」と、「従事者証」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項に規定する従事者証」と、「同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項（鳥獣被害防止特措法」と、「者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）」とあるのは「者」とする。



半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月一日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十三号

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第一条 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例(昭和六十一年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「として指定された区域内において製造の事業又は旅館業(下宿営業を除く。)」を「(第四号及び次条において「半島振興対策実施地域」という。)に係る同法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画(以下この条及び次条において「認定産業振興促進計画」という。)に記載された同法第九条の二第二項第一号に掲げる計画区域(次条第二号において「計画区域」という。)内において当該認定産業振興促進計画に定められた次に掲げる事業」に改め、「供する」の下に「施設又は」を加え、同条に次の各号を加える。

- 一 製造の事業
- 二 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成七年自治省令第十六号。次号において「省令」という。)第三条に規定するものを行う業種をいう。)に属する事業
- 三 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の省令第四条に規定する事業
- 四 当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業
- 五 旅館業(下宿営業を除く。)

第二条中「設備(前条に掲げる事業の用に供するものに限る。)」を「前条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備」に、「五百万円(資本金の額又は出資金の額(以下「資本金の額等」という。))が千円超五千万円以下である法人にあつては千円とし、資本金の額等が五千万円超である法人にあつては二千万円とする。)以上」を「次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該

各号に定める取得価額」に、「昭和六十一年六月二十七日から平成二十七年三月三十一日までの間」を「認定産業振興促進計画に記載された半島振興法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間(以下この条において「計画期間」という。)の初日から平成二十九年三月三十一日までの間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に半島振興対策実施地域として指定された地域に該当しないこととなつた地域については当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に同法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)」に、「当該設備」を「当該特別償却設備」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 前条第一号又は第五号に掲げる事業 五百万円(資本金の額又は出資金の額(以下「資本金の額等」という。)が千万円超五千万円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が五千万円超である法人にあつては二千万円とする。)以上のもの
- 二 前条第二号から第四号までに掲げる事業(同条第四号に掲げる事業にあつては、認定産業振興促進計画に記載された計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものに限る。) 五百万円以上のもの

(過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例及び原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

- 一 過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成十二年石川県条例第三十六号)第二条第一項
- 二 原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例(平成十五年石川県条例第十一号)第二条

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例並びに第二条の規定による改正後の過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例第二条第一項及び原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例第二条の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。
- 2 第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例の規定は、平成二十七年四月一日以後に同条例第二条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設する者について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例第二条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

中心市街地における県税の課税の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年七月一日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十四号

中心市街地における県税の課税の特例に関する条例を廃止する条例

中心市街地における県税の課税の特例に関する条例（平成十九年石川県条例第十六号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

